

令和8年度
労働保険事務組合用

労働保険年度更新の手引き (年度更新終了後の事務処理を含む)



厚生労働省
島根労働局総務部労働保険徴収室
令和8年3月

改訂内容

項目の整理、わかりやすい文言への修正等をしてありますが、主な改訂内容は以下のとおりです。

〈新規取扱いまたは従来を取扱いを変更したもの〉

ページ	項目	改訂内容
10	(3) 雇用保険	改定予定の令和8年度雇用保険料率表を新たに記載しました。

〈従来を取扱いに変更はないものの、記載について見直したもの〉

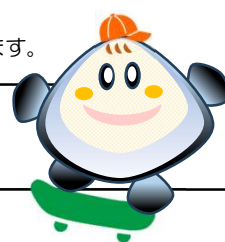
ページ	項目	改訂内容
		全体的に年度の更新や体裁を見直しました。
30	9の(1)	増額訂正報告を労働局へ提出する期限の下部に訂正申告が遅れた場合の取扱いについて新たに記載しました。
31	9の(2)	減額訂正報告を労働局へ提出する期限の下部に訂正申告が遅れた場合の取扱いについて新たに記載しました。

目 次

1 令和8年度 年間予定表	1
2 年度更新について	2-4
3 労働保険料等の算定方法について	
確定保険料の計算	5
特別加入に係る各手続きの留意事項	6
特別加入に係る各手続きの補足事項	7
労災保険料率表	8
特別加入保険料月割算定基礎早見表	9
雇用保険料率表	10
一般拠出金	11
4 年度更新にかかる所要紙の記入例	
①賃金等の報告、②納入通知書、③領収書	13-14
④申告書内訳	15-16
⑤申告書・納付書	17
納付書（領収済通知書）記入の留意事項	18
5 労災保険のメリット制度について	19-20
6 年度更新事務のチェックポイント	21-22
7 年度更新関係書類の提出について	23
8 労働保険料等の滞納がある場合の処理	25-27
9 年度更新終了後の事務処理	
(1) 新規委託の処理（増額訂正報告）	29-30
(2) 委託解除の処理（減額訂正報告）	31-32
(3) 労働保険料・一般拠出金還付請求書記入例	33
労働保険対象賃金の範囲	34
労働保険対象労働者の範囲	35-36
公共職業安定所、労働基準監督署 一覧	裏表紙(37)

1 令和8年度 年間予定表

日 程		主 な 業 務
3月	下旬	労働保険関係業務用紙等の配付（島根労働局から発送） ※一部、島根労働局ホームページに掲載
4～5月	-	年度更新準備
6月	初旬	年度更新申告書、メリット決定通知書、申告書記入要領(本省作成版)等配付（厚生労働省から5月末頃発送予定）
7月	10日	「年度更新申告書等」提出期限 労働保険料納付期限（確定保険料・概算保険料第1期分）
	24日	「滞納事業場報告書」提出期限（確定、第1期分）
9月	7日	口座振替納付制度利用事務組合の振替納付日 ※口座振替納付日が土・日・祝日の場合には、その後の最初の金融機関の営業日となります。
	18日	口座振替納付制度利用事務組合の「滞納事業場報告書」提出期限(確定・第1期分)
10月	15日	「報奨金交付申請書」提出期限 (徒過すると「弁明書」の提出が必要となります)
11月	初旬	督促状発送（確定・第1期分）
	16日	労働保険料概算第2期分納付期限・振替納付日 ※土・日・祝日の場合には、その後の最初の金融機関の営業日となります。
12月	1日	「滞納事業場報告書」提出期限（第2期分）
	下旬	報奨金支給
1月	中旬	督促状発送（第2期分）
2月	15日	労働保険料概算第3期分納付期限・振替納付日 ※土・日・祝日の場合には、その後の最初の金融機関の営業日となります。
3月	初旬	「滞納事業場報告書」提出期限（第3期分） ※土・日・祝日の場合には、その後の翌開庁日となります。
	中旬	督促状発送（第3期分）



2 年度更新について

【重要】年度更新申告書、保険料・一般拠出金申告書内訳等添付書類の提出は

6月1日(月)

から

7月10日(金)

までにご提出ください。

※5月中の受付はできません。

※保険料・一般拠出金申告内訳書の内容が保存された電子媒体を提出した場合、電子媒体の提出期限も7月10日です。

労働保険料等の納付期限

	全期・第1期	第2期	第3期
□座振替利用なし (通常の納期)	7月10日(金)	11月16日(月)	2月15日(月)
□座振替利用あり (□座振替納付日)	9月7日(月)		

(注) □座振替事前通知ハガキ、納付書が届いたら、必ず金額を確認してください。

事務組合の納付予定額と違っている場合は、労働保険徴収室に連絡してください。

※納期を過ぎた場合は

- ・労働保険料等滞納事業場報告書を提出してください。
- ・労働保険事務組合に対する報奨金が受けられないことがあります。
- ・追徴金及び延滞金を徴収されることがあります。

◎労働保険料の口座振替納付について（新たに利用したいときは）

口座振替納付を行う金融機関に口座を設け、「口座振替納付書送付依頼書（新規）第1片～第4片」（様式2号）（以下「口座振替依頼書」という。）に記入のうえ、金融機関の窓口にご提出してください。

金融機関より返戻された「口座振替依頼書の第1片（厚生労働省提出用）及び「第4片（OCR入力帳票）」を労働局に提出、「第2片（納付者保管用）」は保管してください。

※「口座振替納付書送付依頼書」は、労働局・労働基準監督署の窓口、または厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

厚生労働省ホームページ [こちら](#)→



(1) 年度更新とは

労働保険料は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの1年間（これを「保険年度」といいます。）を単位として計算することとなっており、保険関係が成立している事業に使用されるすべての労働者に支払われた「賃金の総額」に、その事業の種類ごとに定められた「保険料率」を乗じて算出します。

毎年6月1日から7月10日までに当年度分を概算（見込）で申告、納付し、翌年度に確定精算を行う方式をとっています。前年度の確定精算及び当年度の概算保険料の申告・納付を含めた事務処理を「年度更新」とよびます。

事務組合は、委託事業主からの報告をもとに各委託事業場の確定保険料・概算保険料を算出し、その合計額を事務組合の確定保険料、概算保険料として申告します。

保険料は事務組合がまとめて納付します。また、この年度更新の申告・納付に併せて、一般拠出金の申告・納付が必要となります。

各期保険料の法定納期は次のとおりです。

対象保険料	法定納期 (土日に当たる場合は翌月曜日)
前年度確定不足、第1期概算保険料	7月10日(金)
第2期概算保険料	11月16日(月)
第3期概算保険料	2月15日(月)

確定精算で不足が生じた場合（概算保険料だけでは足りなかった場合）は、確定不足分を次年度の概算保険料と同時に納付します。

逆に、確定精算で余りが生じた場合（概算保険料より確定保険料が少なかった場合）は過納となります。過納分は次年度の概算保険料に充当し、次年度に納付すべき保険料を減額する処理を行います。



(2) 年度更新の流れ

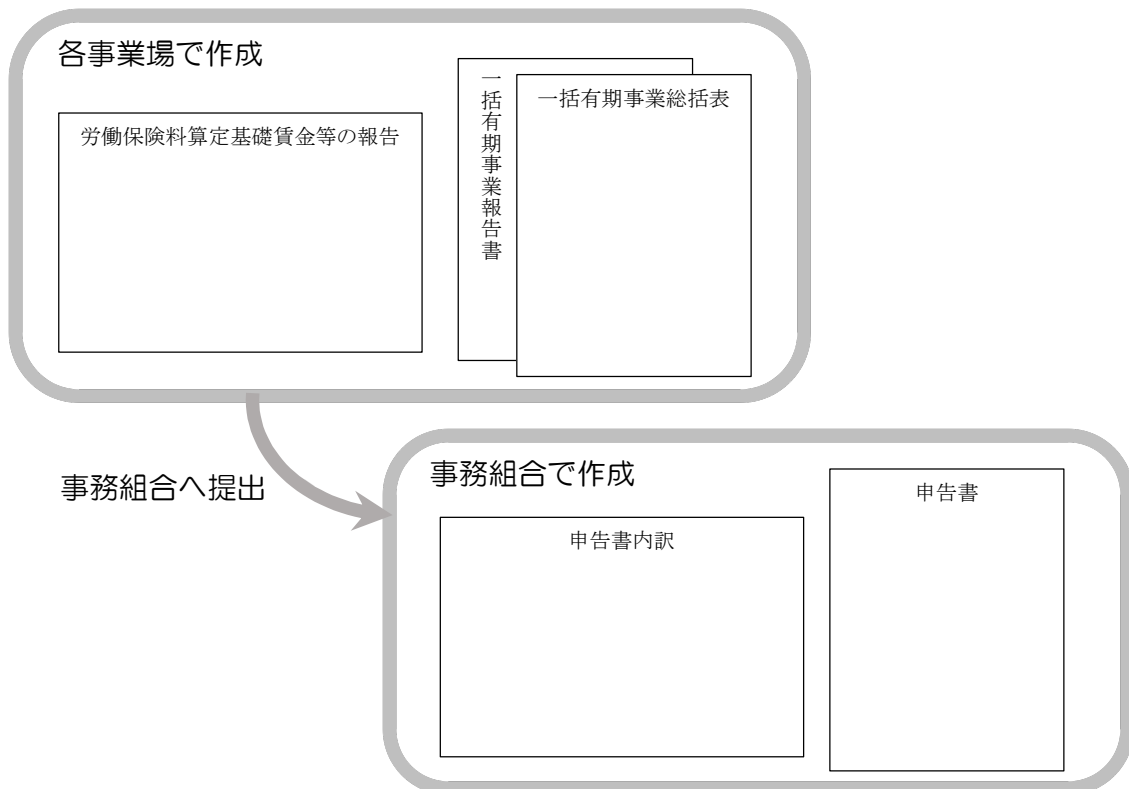
年度更新は申告納付期限である7月10日（土日に当たる場合は、翌月曜日）までに行う必要がありますが、その準備を含めると4月頃から始まります。

おおまかな業務の流れは次のようになります。

日程（目安）	事務組合が行う主な業務
4月～	<ul style="list-style-type: none"> ○年度更新に必要な書類の受理 ○各事業場へ年度更新資料等を配布 <ul style="list-style-type: none"> ・労働保険料算定基礎賃金等の報告 ・一括有期事業報告書 ・一括有期事業総括表 など
5月下旬～6月	<ul style="list-style-type: none"> ○郵送される申告書を受理 <ul style="list-style-type: none"> ・各事業場から回収した年度更新資料をもとに、申告書内訳、申告書等作成 ・各事業場あてに、納付すべき金額を記した「納入通知書」を送付し保険料を受領、領収書を交付
～7月10日	○申告、納付

※総コンを利用する事務組合については、一部取扱いが異なります。

《各事業場で作成～事務組合にて作成 イメージ》



3 労働保険料等の算定方法について

労働保険は委託事業主から報告される「賃金等の報告」「一括有期事業報告書」に基づき確定保険料と概算保険料を算出しますが、労災保険と雇用保険、また一元適用事業と二元適用事業とではそれぞれ算出方法が多少異なりますので注意してください。

(1) 令和7年度確定保険料の計算

労災保険	令和7年4月から 令和8年3月までの 賃金総額	×	労災保険料率	} 別々に計算し合算する	=	令和7年度 確定保険料
	第1種特別加入保険料 算定基礎額	×	労災保険料率			
雇用保険	令和7年4月から 令和8年3月までの 賃金総額(被保険者分)	×	雇用保険料率		=	
一般拠出金	令和7年4月から 令和8年3月までの 賃金総額 (労災保険に係る賃金総額)	×	一般拠出金率		=	令和8年度 一般拠出金

(2) 労災保険

- ア. 労災保険料率は事業の種類に応じ「労災保険料率表」のとおり定められています。
- イ. 常用・臨時雇い・アルバイト・パートタイムなどの労働者の雇用形態に関わりなく、すべての労働者の賃金が保険料の算定対象となります。
- ウ. 特別加入者の保険料

第1種特別加入保険料算定基礎額は、特別加入者の給付基礎日額に応じ、「特別加入保険料算定基礎額表」のとおり定められています。

なお、年度中途に新たに特別加入が認められた場合及び年度途中で脱退した場合は、保険料算定基礎額を12で除した額（1円未満の端数が生じるときは1円に切り上げ）に特別加入の期間を乗じた額となります。（P7参照）

また、2人以上の特別加入者がいる場合は、それぞれの保険料算定基礎額を計算し、全員分を合計します。合計額の1,000円未満を切り捨てた額に労災保険料率を乗じて得た額が、特別加入保険料となります。

年度中途での加入・脱退者の保険料算定基礎額の計算例

特別加入の承認：令和7年5月25日（給付基礎日額10,000円）

脱退の承認：令和8年3月4日

特別加入期間の月数：11ヶ月

（特例による $\frac{1}{12}$ の額）304,167円×（加入月数）11=3,345,837円

（注）3,650,000円× $\frac{11}{12}$ =3,345,833円としないこと。

特別加入保険料算定基礎額表

給付基礎日額	保険料算定基礎額	特例による $\frac{1}{12}$ の額	給付基礎日額	保険料算定基礎額	特例による $\frac{1}{12}$ の額
25,000円	9,125,000円	760,417円	10,000円	3,650,000円	304,167円
24,000円	8,760,000円	730,000円	9,000円	3,285,000円	273,750円
22,000円	8,030,000円	669,167円	8,000円	2,920,000円	243,334円
20,000円	7,300,000円	608,334円	7,000円	2,555,000円	212,917円
18,000円	6,570,000円	547,500円	6,000円	2,190,000円	182,500円
16,000円	5,840,000円	486,667円	5,000円	1,825,000円	152,084円
14,000円	5,110,000円	425,834円	4,000円	1,460,000円	121,667円
12,000円	4,380,000円	365,000円	3,500円	1,277,500円	106,459円

特別加入に係る各手続きの留意事項

① 特別加入申請手続きについて

申請にあたっては、中小事業主と家族従事者又は法人の場合で役員（労働者以外の者）があるときは、それらの者全員を包括して加入申請しなければなりません。

② 変更・脱退の手続きについて

労働保険事務組合は、中小事業主の特別加入者から提出された「労働保険料算定基礎賃金等の報告」において、変更・脱退の申し出があったときは遅滞なく、所轄労働基準監督署に変更又は脱退の手続きをしなければなりません。

なお、年度更新時以外の変更等については、その都度、特別加入者より報告を受けて行う必要があります。

◎ 給付基礎日額の変更は、前年度の3月2日から3月31日の間に翌年度分を「給付基礎日額変更申請書」により変更してください。なお、年度更新時にもその年度分を変更できますが、年度更新申請までに災害があれば日額変更はできません。いずれの変更も「申告書内訳」の②欄「区分」は「3. 変更」に○印を付けてください。

◎ 年度更新時「申告書内訳」の②欄「区分」の「1. 新規」又は「4. 脱退」に○印を付けた場合は、遅滞なく特別加入に関する各申請書を所轄労働基準監督署あて提出してください。申告書内訳に記載しただけでは、有効な手続きとはなりません。

◎ 委託解除の場合、特別加入者の資格は自動消滅しますので脱退申請書を提出する必要はありません。

◎ 特別加入者の一部脱退、追加加入については、「変更」扱いになりますので、変更届を提出してください。

特別加入に係る各手続きの補足事項

様式第34号の8

労働者災害補償保険 特別加入に関する変更届 (中小企業事業主等及び一人親方等)について
特別加入脱退申請書

〈裏面(下部)〉

4. 特別加入承認を受けた事業主に係る特別加入者の実質を特別加入者でないこととする(事業主又は団体等
ものが特別加入から脱退する)場合には、「脱退申請の場合」の欄(+欄)に記載すること。

5. 「変更を生じたので届けます。」と「特別加入脱退を申請します。」のいずれか該当するものを○で印
すること。

6. 記載事項のない欄には斜線を引くこと。

7. 労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託している場合には、当該事務組合の名称と電話番号を記
すること。

労働保険事務組合の名称	電話番号
松江商店街振興組合	0852-20-7010

提出の際は、裏面に
事務組合名の記入をお忘
れなくご注意ください。

社会保険 労務士 記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏名	電話番号
) -)



— 労災保険料率表 —

(令和6年4月1日改定)

労災保険率 (× $\frac{1}{1000}$)

事業の種類の分類	番号	事業の種類	労災保険率
林業	02又は03	林業	52
漁業	11	海面業業（定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。）	18
	12	定置網漁業又は海面魚類養殖業	37
鉱業	21	金属又は非金属鉱業（石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。）又は石灰鉱業	88
	23	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	13
	24	原油又は天然ガス鉱業	2.5
	25	採石業	37
	26	その他の鉱業	26
	建設事業	31	水力発電施設、ずい道等新設事業
32		道路新設事業	11
33		舗装工事業	9
34		鉄道又は軌道新設事業	9
35		建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）	9.5
38		既設建築物設備工事業	12
36		機械装置の組立て又は据付けの事業	6
37		その他の建設事業	15
製造業	41	食料品製造業	5.5
	42	繊維工業又は繊維製品製造業	4
	44	木材又は木製品製造業	13
	45	パルプ又は紙製造業	7
	46	印刷又は製本業	3.5
	47	化学工業	4.5
	48	ガラス又はセメント製造業	6
	66	コンクリート製造業	13
	62	陶磁器製品製造業	17
	49	その他の窯業又は土石製品製造業	23
	50	金属精錬業（非鉄金属精錬業を除く。）	6.5
	51	非鉄金属精錬業	7
	52	金属材料品製造業（鋳物業を除く。）	5
	53	鋳物業	16
	54	金属製品製造業又は金属加工業（洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめつき業を除く。）	9
	63	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（めつき業を除く。）	6.5
	55	めつき業	6.5
	56	機械器具製造業（電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。）	5
	57	電気機械器具製造業	3
	58	輸送用機械器具製造業（船舶製造又は修理業を除く。）	4
59	船舶製造又は修理業	23	
60	計量器、光学機械、時計等製造業（電気機械器具製造業を除く。）	2.5	
64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	3.5	
61	その他の製造業	6	
運輸業	71	交通運輸事業	4
	72	貨物取扱事業（港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。）	8.5
	73	港湾貨物取扱事業（港湾荷役業を除く。）	9
	74	港湾荷役業	12
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	81	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3
その他の事業	95	農業又は海面漁業以外の漁業	13
	91	清掃、火葬又はと畜の事業	13
	93	ビルメンテナンス事業	6
	96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	6.5
	97	通信業、放送業、新聞業又は出版業	2.5
	98	卸売業・小売業・飲食店又は宿泊業	3
	99	金融業、保険業又は不動産業	2.5
	94	その他の各種事業	3
	90	船舶所有者の事業	42

特別加入保険料月割算定基礎額早見表

給付基礎 日額	25,000	24,000	22,000	20,000	18,000	16,000	14,000	12,000
保険料 算定基礎額	9,125,000	8,760,000	8,030,000	7,300,000	6,570,000	5,840,000	5,110,000	4,380,000
1ヶ月	760,417	730,000	669,167	608,334	547,500	486,667	425,834	365,000
2ヶ月	1,520,834	1,460,000	1,338,334	1,216,668	1,095,000	973,334	851,668	730,000
3ヶ月	2,281,251	2,190,000	2,007,501	1,825,002	1,642,500	1,460,001	1,277,502	1,095,000
4ヶ月	3,041,668	2,920,000	2,676,668	2,433,336	2,190,000	1,946,668	1,703,336	1,460,000
5ヶ月	3,802,085	3,650,000	3,345,835	3,041,670	2,737,500	2,433,335	2,129,170	1,825,000
6ヶ月	4,562,502	4,380,000	4,015,002	3,650,004	3,285,000	2,920,002	2,555,004	2,190,000
7ヶ月	5,322,919	5,110,000	4,684,169	4,258,338	3,832,500	3,406,669	2,980,838	2,555,000
8ヶ月	6,083,336	5,840,000	5,353,336	4,866,672	4,380,000	3,893,336	3,406,672	2,920,000
9ヶ月	6,843,753	6,570,000	6,022,503	5,475,006	4,927,500	4,380,003	3,832,506	3,285,000
10ヶ月	7,604,170	7,300,000	6,691,670	6,083,340	5,475,000	4,866,670	4,258,340	3,650,000
11ヶ月	8,364,587	8,030,000	7,360,837	6,691,674	6,022,500	5,353,337	4,684,174	4,015,000

給付基礎 日額	10,000	9,000	8,000	7,000	6,000	5,000	4,000	3,500
保険料 算定基礎額	3,650,000	3,285,000	2,920,000	2,555,000	2,190,000	1,825,000	1,460,000	1,277,500
1ヶ月	304,167	273,750	243,334	212,917	182,500	152,084	121,667	106,459
2ヶ月	608,334	547,500	486,668	425,834	365,000	304,168	243,334	212,918
3ヶ月	912,501	821,250	730,002	638,751	547,500	456,252	365,001	319,377
4ヶ月	1,216,668	1,095,000	973,336	851,668	730,000	608,336	486,668	425,836
5ヶ月	1,520,835	1,368,750	1,216,670	1,064,585	912,500	760,420	608,335	532,295
6ヶ月	1,825,002	1,642,500	1,460,004	1,277,502	1,095,000	912,504	730,002	638,754
7ヶ月	2,129,169	1,916,250	1,703,338	1,490,419	1,277,500	1,064,588	851,669	745,213
8ヶ月	2,433,336	2,190,000	1,946,672	1,703,336	1,460,000	1,216,672	973,336	851,672
9ヶ月	2,737,503	2,463,750	2,190,006	1,916,253	1,642,500	1,368,756	1,095,003	958,131
10ヶ月	3,041,670	2,737,500	2,433,340	2,129,170	1,825,000	1,520,840	1,216,670	1,064,590
11ヶ月	3,345,837	3,011,250	2,676,674	2,342,087	2,007,500	1,672,924	1,338,337	1,171,049

月割計算方法は次のとおりです。

① 保険料算定基礎額を12で除す。(円未満の端数は切り上げる)

② ①で得た額に該当月数を乗じる。

(注) 特別計算対象者で、加入月数が12ヶ月となる方の別紙様式第1号「特別による保険料算定基礎額」欄については、対応する給付基礎日額の「保険料算定基礎額」の欄の額と同額としてください。

(3) 雇用保険

— 雇用保険料率表 —

(令和8年4月1日改定予定)

事業の種類	令和7年度 (確定保険料の計算に使用)			令和8年度 (概算保険料の計算に使用)		
	保険料率	被保険者 負担率	事業主 負担率	保険料率	被保険者 負担率	事業主 負担率
一般の事業	14.5/1000	5.5/1000	9/1000	13.5/1000	5/1000	8.5/1000
農林水産* ・清酒製造の事業	16.5/1000	6.5/1000	10/1000	15.5/1000	6/1000	9.5/1000
建設の事業	17.5/1000	6.5/1000	11/1000	16.5/1000	6/1000	10.5/1000

* 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖の事業等は除かれ、一般の事業の率が適用されます。

被保険者が負担すべき雇用保険料額は、賃金総額に上記雇用保険料率表の被保険者負担率を乗じた額となりますが、1円未満の端数が生じたときの取扱いは以下のとおりです。

- ①被保険者負担分を賃金から源泉徴収する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合は切り捨て、50銭1厘以上の場合は切り上げとなります。
- ②被保険者負担分を被保険者が事業主へ現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が50銭以上の場合は切り上げとなります。
- ③ただし、慣習的な取扱い等の特約がある場合には、この限りではありません。

注意事項



▶ 日雇労働被保険者について

日雇労働被保険者を雇用する事業主は、印紙保険料のほかに一般保険料も納付しなければなりません。印紙保険料については、委託事務から除かれています。一般保険料に関しては、事務組合の委託事務となりますので、必ず事業主から各月における日雇労働被保険者への賃金等の支払い報告を受け、一般被保険者の分と併せて申告・納付してください。

▶ 高齢労働者に係る雇用保険料の免除措置の終了について

平成29年1月1日から、65歳以上の労働者も雇用保険の適用対象となっています。令和元年度までは、経過措置として、64歳以上の高齢労働者※については雇用保険料が免除されていました。

※保険年度の初日(4月1日)において満64歳以上である雇用保険の被保険者
令和2年4月1日からは、この経過措置が終了し、64歳以上の高齢労働者に支払われる賃金も雇用保険料の算定対象となっており、すべての雇用保険被保険者について雇用保険料の納付が必要です。高齢労働者についても、他の雇用保険被保険者と同様に雇用保険料の納付が必要となります。

(4) 一般拠出金

「一般拠出金」とは、「石綿による健康被害の救済に関する法律」第35条第1項に基づき、石綿（アスベスト）健康被害者の救済費用に充てるため、労災保険適用事業場の事業主のみなさまにご負担いただくものです。

石綿（アスベスト）は、すべての産業において、その基礎となる施設、設備、機材等に幅広く使用されてきたことから、「一般拠出金」はアスベストの製造販売等を行ってきた事業主だけでなく、すべての労災保険適用事業場の事業主のみなさまに申告・納付していただくことになっています。

(計算式)

$$\text{一般拠出金} = \frac{\text{労災保険（一般）にかかる賃金総額}}{\text{特別加入者の賃金を含めない}} \times \frac{0.02}{1000} \quad \text{一般拠出金率}$$

注意事項

- ① 特別加入者や雇用保険料のみの適用事業主は「一般拠出金」の申告・納付は不要です。
- ② 労働保険の確定保険料の申告に併せて申告・納付します。
- ③ 確定納付のみの手続きとなり、延納（分割納付）はできません。
- ④ 一般拠出金率は、業種を問わず一律1000分の0.02となっています。また、メリット料率の適用はありません。
- ⑤ 一般拠出金算定基礎額は、労災保険算定基礎額と同額であり、算定基礎額に上記の率を乗じます（円未満の端数は切り捨て）。また、納付期限は概算保険料第1期の納付期限と同じです。
- ⑥ 年度中途に委託解除があった場合には、概算保険料の減額訂正報告の際に、一般拠出金を算出し、納付してください。



メモ欄

4 年度更新にかかる所要紙の記入例

毎月の対象労働者、被保険者の記入にあたって
 賞金を取りまとめたうえで記入してください
 通勤手当等の漏れはないか
 税、社会保険料等控除後の金額になって
 臨時労働者の申告漏れはないか (→短期)

①賃金等の報告

組様式第4号 労働保険料算定基礎賃金等の報告 (事業主様)

① 事業の名称 **株式会社 島根労働局** TEL **0852-20-7010**
 〒 (690-0841)
 ④ 事業の所在地 **松江市向島町134-10**

⑤ 事業主の氏名 **労働局 太郎** ⑥ 作成者氏名 **労働局 花子**

⑦ 事業の概要
 スーパー
 衣食住

区分 月別内訳	① 令和7年度確定賃金総額				② 令和8年度概算			
	① 常用労働者	② 役員で労働者扱いの者 (業務執行権を有する者の指示を受け労働に従事し、賃金を得ている者等(裏面参照))	③ 臨時労働者 (パートタイマー、アルバイト等)	④ 合計 (①+②+③)	① 常用使用労働者数	② 雇用保険被保険者数	③ 支払い賃金総額の見込額	④ 賞与等臨時支払賃金の見込額
令和7年4月	11人 2,768,898円	1人 548,741円	0人 0円	12人 3,317,639円	11人	1人	2,768,898円	1人 548,741円
5月	11人 2,759,845円	1人 548,743円	1人 183,561円	13人 3,492,149円	11人	1人	2,759,845円	1人 548,743円
6月	11人 2,749,515円	1人 548,777円	2人 345,893円	14人 3,644,185円	11人	1人	2,749,515円	1人 548,777円
7月	11人 2,749,515円	1人 543,546円	0人 0円	12人 3,293,061円	11人	1人	2,749,515円	1人 543,546円
8月	11人 2,748,556円	1人 545,559円	4人 874,536円	16人 4,168,651円	11人	1人	2,748,556円	1人 545,559円
9月	11人 2,788,915円	1人 545,668円	4人 884,381円	16人 4,218,964円	11人	1人	2,788,915円	1人 545,668円
10月	11人 2,743,215円	1人 545,667円	0人 0円	12人 3,288,882円	11人	1人	2,743,215円	1人 545,667円
11月	11人 2,956,841円	1人 545,231円	0人 0円	12人 3,502,072円	11人	1人	2,956,841円	1人 545,231円
12月	11人 3,154,953円	1人 545,378円	6人 1,298,543円	18人 4,998,874円	11人	1人	3,154,953円	1人 545,378円
令和8年1月	11人 4,253,298円	1人 594,231円	3人 548,931円	15人 5,396,460円	11人	1人	4,253,298円	1人 594,231円
2月	11人 2,426,981円	1人 545,235円	1人 134,891円	13人 3,107,107円	11人	1人	2,426,981円	1人 545,235円
3月	11人 2,745,218円	1人 545,239円	0人 0円	12人 3,290,457円	11人	1人	2,745,218円	1人 545,239円
賞与等7年8月	6,987,421円	1,389,583円	0円	8,377,004円			6,987,421円	1,389,583円
7年12月	13,849,853円	1,597,431円	0円	15,447,284円			13,849,853円	1,597,431円
年月								
合計	55,683,024円	9,589,029円	4,270,736円	69,542,789円 ① 69,542円 ②+③ 77,572円	13人		55,683,024円	9,589,029円

承認された給付基礎日額	保険料算定基礎額	特別加入者氏名	希望する給付基礎日額	保険料算定基礎額	④ 令和8年度 賃金総額の見込み額	
12,000円	4,380,000円	労働局 太郎	14,000円	5,110,000円	① 常用使用労働者数	人
10,000円	3,650,000円	労働局 花子	10,000円	3,650,000円	② 雇用保険被保険者数	人
					③ 支払い賃金総額の見込額	円
					④ 賞与等臨時支払賃金の見込額	円
	③ 8,030千円	合計	①+② 78,302千円	③ 8,760千円	①+②+③	円
					④+⑤	円
					⑥+⑦	円
					⑧+⑨	円
					⑩+⑪	円
					⑫+⑬	円
					⑭+⑮	円
					⑯+⑰	円
					⑱+⑲	円
					⑳+㉑	円
					㉒+㉓	円
					㉔+㉕	円
					㉖+㉗	円
					㉘+㉙	円
					㉚+㉛	円
					㉜+㉝	円
					㉞+㉟	円
					㊱+㊲	円
					㊳+㊴	円
					㊵+㊶	円
					㊷+㊸	円
					㊹+㊺	円
					㊻+㊼	円
					㊽+㊾	円
					㊿+①	円
					②+③	円
					④+⑤	円
					⑥+⑦	円
					⑧+⑨	円
					⑩+⑪	円
					⑫+⑬	円
					⑭+⑮	円
					⑯+⑰	円
					⑱+⑲	円
					㉑+㉒	円
					㉓+㉔	円
					㉕+㉖	円
					㉗+㉘	円
					㉙+㉚	円
					㉛+㉜	円
					㉝+㉞	円
					㉟+①	円
					②+③	円
					④+⑤	円
					⑥+⑦	円
					⑧+⑨	円
					⑩+⑪	円
					⑫+⑬	円
					⑭+⑮	円
					⑯+⑰	円
					⑱+⑲	円
					㉑+㉒	円
					㉓+㉔	円
					㉕+㉖	円
					㉗+㉘	円
					㉙+㉚	円
					㉛+㉜	円
					㉝+㉞	円
					㉟+①	円
					②+③	円
					④+⑤	円
					⑥+⑦	円
					⑧+⑨	円
					⑩+⑪	円
					⑫+⑬	円
					⑭+⑮	円
					⑯+⑰	円
					⑱+⑲	円
					㉑+㉒	円
					㉓+㉔	円
					㉕+㉖	円
					㉗+㉘	円
					㉙+㉚	円
					㉛+㉜	円
					㉝+㉞	円
					㉟+①	円
					②+③	円
					④+⑤	円
					⑥+⑦	円
					⑧+⑨	円
					⑩+⑪	円
					⑫+⑬	円
					⑭+⑮	円
					⑯+⑰	円
					⑱+⑲	円
					㉑+㉒	円
					㉓+㉔	円
					㉕+㉖	円
					㉗+㉘	円
					㉙+㉚	円
					㉛+㉜	円
					㉝+㉞	円
					㉟+①	円
					②+③	円
					④+⑤	円
					⑥+⑦	円
					⑧+⑨	円
					⑩+⑪	円
					⑫+⑬	円
					⑭+⑮	円
					⑯+⑰	円
					⑱+⑲	円
					㉑+㉒	円
					㉓+㉔	円
					㉕+㉖	円
					㉗+㉘	円
					㉙+㉚	円
					㉛+㉜	円
					㉝+㉞	円
					㉟+①	円
					②+③	円
					④+⑤	円
					⑥+⑦	円
					⑧+⑨	円
					⑩+⑪	円
					⑫+⑬	円
					⑭+⑮	円
					⑯+⑰	円
					⑱+⑲	円
					㉑+㉒	円
					㉓+㉔	円
					㉕+㉖	円
					㉗+㉘	円
					㉙+㉚	円
					㉛+㉜	円
					㉝+㉞	円
					㉟+①	円
					②+③	円
					④+⑤	円
					⑥+⑦	円
					⑧+⑨	円
					⑩+⑪	円
					⑫+⑬	円
					⑭+⑮	円
					⑯+⑰	円
					⑱+⑲	円
					㉑+㉒	円
					㉓+㉔	円
					㉕+㉖	円
					㉗+㉘	円
					㉙+㉚	円
					㉛+㉜	円
					㉝+㉞	円
					㉟+①	円
					②+③	円
					④+⑤	円
					⑥+⑦	円
					⑧+⑨	円
					⑩+⑪	円
					⑫+⑬	円
					⑭+⑮	円
					⑯+⑰	円
					⑱+⑲	円
					㉑+㉒	円
					㉓+㉔	円
					㉕+㉖	円
					㉗+㉘	円
					㉙+㉚	円
					㉛+㉜	円
					㉝+㉞	円
					㉟+①	円
					②+③	円
					④+⑤	円
					⑥+⑦	円
					⑧+⑨	円
					⑩+⑪	円
					⑫+⑬	円
					⑭+⑮	円
					⑯+⑰	円
					⑱+⑲	円
					㉑+㉒	円
					㉓+㉔	円
					㉕+㉖	円
					㉗+㉘	円
					㉙+㉚	円
					㉛+㉜	円
					㉝+㉞	円
					㉟+①	円
					②+③	円
					④+⑤	

ては、下記の点に注意して、毎月の
き。

っていないか（→総支給額で集計する）
短期アルバイト分も含めて集計する）

概要(具体的に記入してください。)

スーパーマーケット
食住製品等の販売

業種 9 8 0 1

特掲事業

イ.該当する 該当しない

令和7年度概算の延納

する しない

② 納入通知書

被保険者数及び賃金

被保険者の者	合計	賃金
者抜いの者	(7)	
らみて労働者 (裏面参照)	((5)+(6))	
48,741 円	12 人	3,317,639 円
48,743	12	3,308,588
48,777	12	3,298,292
43,546	12	3,293,061
45,559	12	3,294,115
45,668	12	3,334,583
45,667	12	3,288,882
45,231	12	3,502,072
45,378	12	3,700,331
94,231	12	4,847,529
45,235	12	2,972,216
45,239	12	3,290,457
89,583		8,377,004
97,431		15,447,284
1ヵ月平均 労働者数	12 人	65,272,053 円
89,029	12 人	65,272 円
		予備権

『1ヵ月平均労働者数』
(算式)
各月末(賃金締切日がある場合には月末
直前の賃金締切日)の使用労働者数の合計
12
※小数点以下は切り捨て。ただし、これにより0人と
なる場合は1人としてください。

以上、2倍以下の

組様式第7号(甲) 労働保険料等納入通知書 (事業主控)

住所 松江市向島町134-10

委託事業主の 株式会社島根労働局 労働局 太郎 殿

金 ¥ 3 9 9 8 1 6

上記金額を労働保険料第1期分及び一般拠出金として令和6年6月30日までに当事務組合に納入してください。
令和8年6月10日

労働保険の 所在地 松江市東朝日町999
事務組合の 名称 松江商店街振興組合 組合長 労働 正

算定方法

令和7年度確定			令和8年度概算		
資金総額	利率	確定保険料	資金総額	利率	概算保険料
労災 ① 69,542	千円 $\frac{3}{1000}$	208,626 円	労災 ④ 69,542	千円 $\frac{3}{1000}$	208,626 円
特別加入 ③ 8,030	千円 $\frac{3}{1000}$	24,090 円	特別加入 ⑥ 8,760	千円 $\frac{3}{1000}$	26,280 円
雇用 ② 65,272	千円 $\frac{14.5}{1000}$	946,444 円	雇用 ⑤ 65,272	千円 $\frac{13.5}{1000}$	881,172 円
合計		① 1,179,160 円	合計		② 1,116,078 円
申告済概算保険料		② 1,152,760 円	区分	概算保険料額	各期納付額
差引額			全期第1期	372,026 円	398,426 円
充当額			第2期	372,026 円	372,026 円
還付金			第3期	372,026 円	372,026 円
不足額		26,400 円			
資金総額	利率	一般拠出金額			
一般拠出金 69,542 千円	0.02/1000	1,390 円			

③ 領収書

組様式第8号 労働保険料領収書(控)

住所 松江市向島町134-10

委託事業主の 株式会社島根労働局 労働局 太郎 殿

金 ¥ 3 9 9 8 1 6

上記の金額を受領しました。

種別	受領金額	摘要
概算保険料金・1・2・3	372,026 円	
確定保険料	26,400 円	
追徴金		
還付金		
一般拠出金	1,390 円	
追徴金		
還付金		
計	399,816 円	

領収年月日 令和8年6月27日
労働保険事務組合の 名称 労働保険事務組合松江商店街振興組合
所在地 松江市東朝日町999 No. 1
代表者 組合長 労働 正

委託事業主から保険料を徴収
したら、必ず領収書を交付し
てください。

領収書には、あらか
じめ一連番号を付与
してください。

納付書（領収済通知書）記入の留意事項

所掌「1」は黒色の納付書、所掌「3」はふじ色の納付書を使用してください。

領 収 済 通 知 書

(労働保険) (国庫金) (記入例) **¥ 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9**
◎数字は記入例にならって黒のボールペンで力を入れて枠からはみださないように入力して下さい。

※取扱庁名 **島根労働局** ※取扱庁番号 **00075526** 徴収勘定 保険料徴収及び一般拠出金収入 労働保険特別会計 **0847** 厚生労働省 所 **6118** ※令和 **08** 年度

労働保険番号 **32301930060-0000** ※CD 項 ※証券受領 全部 一部

都道府県 所掌 管轄 基幹番号 枝番号
3 2 3 0 1 9 3 0 0 6 0 - 0 0 0 0

※会計年度(元号:令和19) 元号 項1 **9** 号 項2 **08** ※徴定年度(元号:令和19) 元号 項3 **9** 号 項4 **08** ※収納年月日(元号:令和19) 元号 項5 月 項6 日 項7 項8 項9 項10 項11 項12 項13

※内証証券受領 項14

納付の目的
 1. 令和 **08** 年度 概算 **1** 期 (前期又は1期)
 2. 令和 **07** 年度 確定

※収納区分 項5 **62** ※収納機関 項6 ※認定機関 項7 ※徴定 項8 ※データ指示コード 項13

(住所) 〒 **690 - 0001**
松江市東朝日町999
 (氏名) **松江商店街振興組合** 殿

納付場所 日本銀行(本店・支店・代理店・又は歳入代理店)、所轄都道府県労働局、所轄労働基準監督署

内 労働保険料 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円 項10
 ¥ **4 7 5 8 2 8 1**
 内 一般拠出金 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円 項11
 ¥ **1 4 0 2 8**
 納付書(合計額) 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円 項12
 ¥ **4 7 7 2 3 0 9**

期年 5 月 1 日 以 降 現 年 度 歳 入 組 入

あて先 〒 **690-0084** 松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎5階
 労働保険特別会計歳入徴収官 (官庁送付分)

上記の合計額を領収しました。
 領 収 日 付 印

- A** 労働保険番号欄
 - ・メリット適用分は枝番号を記入してください。
 - ・メリット適用分以外の枝番号は000と記入してください。
- B** 納付額欄
 - ・内訳、納付額の金額の訂正はできません。
(書き損じた場合、新しい領収済通知書(納付書)で作成)
- C** 納付の目的欄
 - ・**8**年度概算2期分、概算3期分を納付される際には、
08年度概算**2**期・**08**年度概算**3**期と記入してください。
 ・年度更新時に事業主から前期分保険料又は滞納事業場の事業主から滞納保険料等を受領したときは、年度更新に係る納付書に含めなくて、**年度、期別ごとに納付書を作成し、**納付してください。
- D** 住所・氏名欄
 - ・**滞納事業場の保険料の納付の場合は、必ず枝番号を余白に記入して納付してください。**また、同時に納入事業場報告書を提出してください。

⑥一括有期事業報告書・総括表(林業・建設業の事業)

作成の詳細については、当局ホームページ掲載の『一括有期事業報告書/一括有期事業総括表作成のしおり【PDF】』を参考にしてください。

【掲載場所】当局ホームページホーム > 各種法令・制度・手続き > 労働保険関係 > 事務組合関係の様式について「ダウンロードはこちらから」 > 各種様式

5 労災保険のメリット制度について

(1) メリット制度とは

労災保険率は、事業主間の負担の公平を期すために、災害率等に応じて定められていますが、事業の種類が同一であっても、作業工程、機械設備あるいは作業環境の良否、災害防止努力の如何等によって、個々の事業ごとの災害率には、かなりの高低が認められます。そこで、事業主間の負担の具体的公平を図るとともに、事業主の災害防止努力を促進する観点から、たとえ同種の事業であっても、一定規模以上の事業について、個々の事業の災害率等に応じて「事業の種類」ごとに定められている労災保険率から通勤災害にかかる率を減じた率を、40%（立木伐採の事業では35%）の範囲で増減させ、その増減させた率に通勤災害に係る率を加えた率を、次の次の保険年度の労災保険率とする制度です。

(2) 対象事業と適用時期

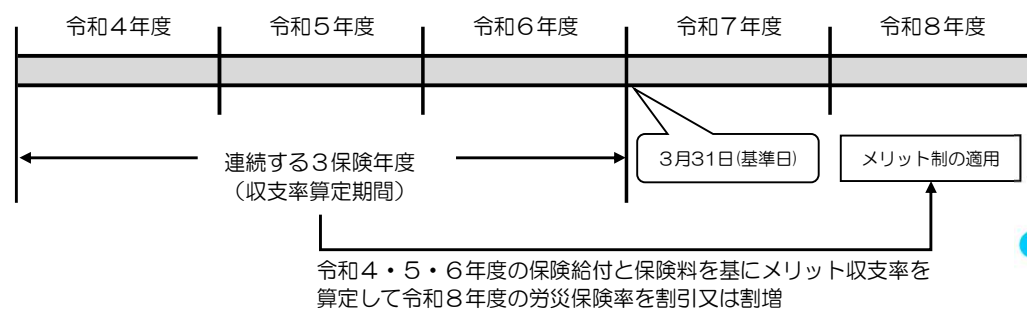
〈対象事業〉

前々年度に属する3月31日現在で、労災保険が成立した後3年以上経過し、過去に遡って連続する三保険年度中の各保険年度において、次のいずれかに該当する事業です。

- ①100人以上の労働者を使用する事業
- ②20人以上100人未満の労働者を使用する事業で、当該労働者数に労災率（通勤災害率を減じた）を乗じた数が0.4以上であるもの。
- ③建設の事業、立木伐採の事業は、連続する三保険年度中の各確定保険料の額が40万円以上であること。

〈適用時期〉

メリット制が適用される時期は、連続する3保険年度の最後の年度（「基準日」）の属する年度の翌々保険年度になります。例えば、令和3年度～令和5年度が連続する3保険年度の場合には、最後の年度の令和5年度の翌々保険年度に当たる令和7年度にメリット制が適用されます。



(3) メリット制適用事業の年度更新について

メリット制が適用される事業場は、以下に留意して年度更新手続きを行ってください。

- ①「申告書」は事業場の枝番号単位で作成してください。
なお、令和8年度から新規にメリット制適用となる場合は、令和7年度確定保険料もメリット事業場の「申告書」で作成してください。
- ②「申告書内訳」は、一般事業場分とは別に、各メリット事業場分をまとめて作成し、上部余白に「メリット適用分」と朱書きしてください。
- ③メリット保険料率で小数点以下となる場合は、一般保険料と特別加入保険料を別々に計算し、労災保険料を算出してください。
- ④令和8年度からメリット制の適用の対象外となる事業場については、令和8年度概算保険料を一般事業場分と同様に作成のうえ、事務組合用の「申告書」で申告してください。なお、メリット事業場の「申告書」へは、令和7年度確定保険料のみ記載し申告してください。

6 年度更新事務のチェックポイント

【労働保険料算定基礎賃金等の報告】

項 目	チェック✓
1 ⑦事業の概要と⑧業種番号は一致していますか。	
2 パートタイマー、アルバイトの賃金や通勤手当の漏れはないか委託事業主に確認しましたか。	
3 労働者数と賃金のバランスはどうですか。	
4 月別賃金は円単位まで記入されていますか。	
5 常時使用労働者数、被保険者数は正しく算出されていますか。	
6 第1種特別加入者の記入もれはありませんか。 また、承認された給付基礎日額は正しく記入されていますか。 また、監督署へ「特別加入申請書」を提出、承認済ですか。	
7 記入もれや誤計算がないか照合、検算を行いましたか。	

【保険料・一般拠出金申告書内訳】

項 目	チェック✓
1 合計表には事務組合の名称、所在地、電話番号、代表者の氏名、事務担当者の氏名が記入されていますか。	
2 枝番号順に記入してありますか。	
3 欠番は「申告書内訳」から除外してありますか。	
4 業種番号と労災保険率は正しく記入してありますか。	
5 労災保険料、雇用保険料は正しく算出してありますか。	
6 一元適用事業で、「労災保険の賃金総額（⑦の（一）」欄と「雇用保険の賃金総額（⑩の（ハ）」欄が同額で（ただし、千円未満の端数を切り捨てた千の位が奇数の場合に限る）、かつ労災保険率が「0.5厘」単位の料率である場合には、「一般労働者に係る労災保険料額」に「1円」加算しましたか。	
7 メリット制適用事業については、「申告書内訳」「申告書」を別様で作成し「申告書内訳」の上部余白に「メリット適用分」と明記してありますか。	
8 ⑫欄(甲AB、乙AB欄)は、特別加入者の確定のみの事業場等は除いてありますか。	
9 所要項目の記載もれ、転記誤り、誤計算等がないか照合、検算を行いましたか。	
10 特別加入者のうち特例による「月割計算者」がいる場合、特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳（労働保険事務組合用）が添付されていますか。	
11 一般拠出金の計算に誤りはありませんか。（特別加入者の賃金を含めて計算していませんか。）	

【申告書・納付書】

項 目	チェック✓
1 申告済概算保険料額（⑩欄）は、申告書内訳（合計表）の申告済概算保険料と一致していますか。	
2 申告書内訳（合計表）から正しく転記してありますか。	
3 各期別納付額は正しく算出してありますか。	
4 申告書はOCRで読み取りできるように、字体は濃くはっきり記入してありますか。	
5 記入もれ等がないか点検しましたか。	
6 申告書・納付書の用紙は正しいですか。（所掌1＝黒色、所掌3＝ふじ色）	

【領 収 書】

項 目	チェック✓
1 領収書にはあらかじめ、年度ごとの一連番号が付してありますか。	
2 領収年月日は記入してありますか。	
3 領収書を書き損じた場合、切り離すことなく複写により斜線を引き「書損」と明記し、再作成した正しい内容の領収書に付した番号を余白部分に朱書してありますか。	
4 「徴収及び納付簿」に記入しましたか。	



7 年度更新関係書類の提出について

(1) 提出期限

令和8年7月10日(金)

必着

※申告・納付期日最終日である7月10日は、労働局・労働基準監督署・金融機関窓口が大変混雑することが予想されます。余裕を持った申告手続きをお願いします。

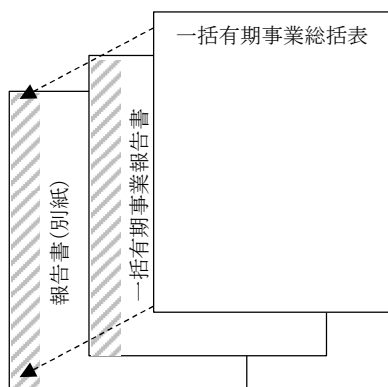
(2) 提出書類、提出先、提出部数


提出書類	提出先	提出部数	備考
申告書 ※2枚目〔事業主控〕と3枚目は切り離して、1枚目を提出してください。	労働局	1部	○所掌1（末尾4、5、6）は労働基準監督署でも可 ○納付と同時に金融機関へ提出する場合は申告書と領収済通知書（納付書）を切り離さずに提出
保険料・一般拠出金 申告書内訳	労働局 労働基準監督署	各1部	-
<立木の伐採の事業> 一括有期事業報告書	労働局	1部	-
<建設の事業> 一括有期事業報告書 一括有期事業総括表	労働局	1部	枝番号毎にまとめて提出 ※下記まとめ方参照

※事務組合の控に受付印が必要な場合は、控も一緒に提出してください。

（郵送による提出の場合は、返信用封筒（切手貼付）を必ず同封してください。）

《一括有期事業総括表、報告書のまとめ方 イメージ》



総括表の左側と報告書のタイトル上部を
のり付け  してまとめてください。

のり付け箇所を要チェック！
ご協力お願いいたします。

メモ欄

8 労働保険料等の滞納がある場合の処理

(1) 労働保険料等滞納事業場報告書の作成・提出

事務組合は、委託事業場から法定納期日までに労働保険料等の交付を受けられなかった場合には、法定納期日をもって滞納事業場を把握し、「労働保険料等滞納事業場報告書」（組様式第9号）を作成のうえ、法定納期経過後15日以内（期限厳守）に労働保険徴収室へ提出してください。

	第1期(口座組合以外)	第1期(口座組合)	第2期	第3期
納付期限	7月10日(金)	9月7日(月)	11月16日(月)	2月15日(月)
滞納報告提出期限	7月24日(金)	9月18日(金)	12月1日(火)	3月2日(火)

※ 委託事業場から法定納期日までに労働保険料等の交付を受けても、事務組合が法定納期日までに何らかの理由で納付できない場合は「滞納事業場報告書」を提出する必要があります。

法定納期年月日を記入してください。

法定納期経過後15日以内（期限厳守）に提出してください。

組様式第9号

労働保険料等滞納事業場報告書

提出年月日
元号 年 月 日
9 - 08 - 7 - 18

島根 労働局長 殿

※労働保険番号

府県	所掌	管轄	基幹番号			
3	2	3	0	1	9	3 0 0 6 0

報告年月日
元号 年 月 日
9 - 08 - 07 - 10

現在 下記事業場の保険料等が滞納となっていますので報告します。 (1 枚のうち 1 枚目)

枝番号	納付すべき保険料等	納付状況															
枝番号1 015 徴定年度1 徴定区分1 9 - 08 62 電話番号 0852 - 12 - 3456 事業場名 徴収商店 徴収 太郎	納付すべき保険料等1 39,123 円 納入額1 7,000 円 滞納額1 32,123 円	納付状況 <table border="1"> <thead> <tr> <th>月/日</th> <th>保険料等</th> <th>滞納額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>/</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>/</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>/</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>/</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	月/日	保険料等	滞納額	/			/			/			/		
月/日	保険料等	滞納額															
/																	
/																	
/																	
/																	
枝番号2 015 徴定年度2 徴定区分2 9 - 08 21 電話番号 - - 事業場名 同上	納付すべき保険料等2 267,927 円 納入額2 0 円 滞納額2 267,927 円	納付状況 <table border="1"> <thead> <tr> <th>月/日</th> <th>保険料等</th> <th>滞納額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>/</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>/</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>/</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>/</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	月/日	保険料等	滞納額	/			/			/			/		
月/日	保険料等	滞納額															
/																	
/																	
/																	
/																	
枝番号3 020 徴定年度3 徴定区分3 9 - 08 72 電話番号 0852 - 78 - 9123 事業場名	納付すべき保険料等3 1,304 円 納入額3 0 円 滞納額3 1,304 円	納付状況 <table border="1"> <thead> <tr> <th>月/日</th> <th>保険料等</th> <th>滞納額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>/</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>/</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>/</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>/</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	月/日	保険料等	滞納額	/			/			/			/		
月/日	保険料等	滞納額															
/																	
/																	
/																	
/																	

(2) 督促状の送付

労働局から送付された「督促状」は、速やかに滞納事業場に交付してください。同時に「徴収及び納付簿」の所定の欄に督促にかかる金額・通知日・指定期限を記入し、指定期限内の納入に努めてください。
滞納があるのに「督促状」が届かない場合、労働保険徴収室徴収係まで問合せください。

(3) 労働保険料納入事業場報告書の作成・提出

事務組合は、滞納事業場報告書に記載されている委託事業場に係る労働保険料等を納付したときは、これを1か月ごとにとりまとめ翌月の10日までに「労働保険料等納入事業場報告書」（組様式第10号）を労働保険徴収室へ提出してください。

(4) 時効

労働保険料等及び延滞金を徴収できる期間は2年間です。その間に一部納付あるいは債務承認などがあれば、時効は中断し、時効はその日から2年間になります。知らないうちに時効が到来したということが無いように、滞納事業場に対しては定期的な納入督促を行ってください。差し押さえ等の処分を要する場合は、労働局に連絡してください。

納付日の翌月10日までに提出してください。

組様式第10号										労働保険料等納入事業場報告書			
島根 労働局長 殿										提出年月日 元号 年 月 日 9 - 08 - 8 - 10			
※労働保険番号										電話番号 0852 - 20 - 7010			
府県	所掌	管轄	基幹番号							所在地	〒 690 - 0001 松江市東朝日町999		
3	2	3	0	1	9	3	0	0	6	0	名称	松江商店街振興組合	
報告年月 元号 年 月 9 - 08 - 07										代表者氏名	組合長 労働 正		
中に下記事業場の保険料等を納付しましたので報告します。										(1 枚のうち 1 枚目)			
枝番号1 015			納付年月日 元号 年 月 日 9 - 08 - 07 - 27							政府へ納付した日			
徴定年度1 元号 年度 9 - 08			納付金額 32,123 円							滞納額 0 円			
徴定区分1 62			納付場所 労働局商工 松江支店				備考 徴収商店 徴収太郎						
枝番号2 015			納付年月日 元号 年 月 日 9 - 08 - 07 - 27							納付後の滞納額			
徴定年度2 元号 年度 9 - 08			納付金額 100,000 円							滞納額 160,927 円			
徴定区分2 21			納付場所 "				備考 "						
枝番号3 020			納付年月日 元号 年 月 日 9 - 08 - 07 - 30										
徴定年度3 元号 年度 9 - 08			納付金額 1,304 円							滞納額 0 円			

(5) 年度更新以後の納付書（領収済通知書）の記入方法

どこの（事業場）、いつの（○年度○期分）保険料かが分かるように、氏名欄に記入してください。

① 保険料のみ納付の場合（納付書30820）

（例：末尾0、枝232、期別が8年1期分の保険料を納付する場合）

<p>領収済通知書 (労働保険) (国庫金)</p> <p>(記入例) ¥0123456789</p> <p>※数字は記入欄にならって裏のボールペンで丸を入れて転がらばみださないように記入して下さい。</p>	
<p>30820</p> <p>取扱庁名 高根労働局</p> <p>取扱庁番号 00075526</p> <p>労働保険特別会計 0847</p> <p>厚生労働省 6118</p> <p>平成 08 年度</p>	<p>労働保険番号 32301930060</p> <p>※CD</p> <p>※会計年度(元号:平成は7)</p> <p>※確定年度(元号:平成は7)</p> <p>※取納区分</p> <p>※取納年月日(元号:平成は7)</p> <p>※支払区分</p> <p>※課税区分</p> <p>※課税コード</p> <p>※証券受領</p> <p>全部 一部</p>
<p>納付額</p> <p>十位千百十方千百十円</p> <p>¥5000</p> <p>納付の目的(上記金額の内訳)</p> <p>1.平成 08 年度 概算 / 期 2.</p> <p>3.平成 07 年度 確定 4. 保険料等...1</p> <p>追加徴算...1 料率引上...2</p> <p>追徴金...3 繰入金...5</p> <p>あわせて納付...7</p>	<p>(住所) 〒 690-0001</p> <p>松江市東朝日町 999</p> <p>(氏名) 松江商店街振興組合</p> <p>(〜232) 殿</p> <p>納付の場所 日本銀行(本店・支店・代理店又は歳入代理店)、</p> <p>所轄都道府県労働局</p> <p>(官庁送付分)</p>
<p>あて先</p> <p>〒690-0841</p> <p>松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎5階</p> <p>高根労働局労働保険特別会計歳入徴収官</p>	<p>※この書面は、機械処理されますので、再しり曲げたりしないで下さい。</p> <p>※第3片裏面の注意事項をよく読んで、太線の枠内を記入して下さい。</p> <p>※平成5月1日以降 現年度歳入組入</p> <p>上記金額を領収しました。</p> <p>領収日付印</p>

② 拠出金を含めた保険料の納付の場合（納付書30840）

（例：末尾0、枝412、期別が7年確定分と8年1期分の保険料と拠出金を納付する場合）

<p>領収済通知書 (労働保険) (国庫金)</p> <p>(記入例) ¥0123456789</p> <p>※数字は記入欄にならって裏のボールペンで丸を入れて転がらばみださないように記入して下さい。</p>	
<p>30840</p> <p>取扱庁名 高根労働局</p> <p>取扱庁番号 00075526</p> <p>徴収助定 保険料収入及び</p> <p>労働保険特別会計 0847</p> <p>厚生労働省 6118</p> <p>平成 08 年度</p>	<p>労働保険番号 32301930060</p> <p>※CD</p> <p>※証券受領</p> <p>全部 一部</p> <p>※会計年度(元号:平成は7)</p> <p>※確定年度(元号:平成は7)</p> <p>※取納年月日(元号:平成は7)</p> <p>※取納区分</p> <p>※取納年月日(元号:平成は7)</p> <p>※支払区分</p> <p>※課税区分</p> <p>※課税コード</p> <p>※証券受領</p> <p>全部 一部</p>
<p>納付の目的</p> <p>1. 令和 08 年度 概算 / 期</p> <p>2. 追加徴算...1</p> <p>料率引上...2</p> <p>3. 令和 07 年度 確定</p> <p>納付の場所 日本銀行(本店・支店・代理店又は歳入代理店)、</p> <p>所轄都道府県労働局</p>	<p>(住所) 〒 690-0001</p> <p>松江市東朝日町 999</p> <p>(氏名) 松江商店街振興組合</p> <p>(〜412 7年度確定, 8年度1期分, 拠出金)</p> <p>納付の場所 日本銀行(本店・支店・代理店又は歳入代理店)、</p> <p>所轄都道府県労働局</p> <p>(官庁送付分)</p>
<p>あて先</p> <p>〒690-0841</p> <p>松江市向島町134-10</p> <p>松江地方合同庁舎5階</p> <p>高根労働局労働保険特別会計歳入徴収官</p>	<p>※この書面は、機械処理されますので、再しり曲げたりしないで下さい。</p> <p>※第3片裏面の注意事項をよく読んで、太線の枠内を記入して下さい。</p> <p>※平成5月1日以降 現年度歳入組入</p> <p>上記の合計額を領収しました。</p> <p>領収日付印</p>

メモ欄

(2) 委託解除の処理(減額訂正報告)

※委託解除した事業主から、委託解除日までの「賃金等の報告」の提出を求め、「申告書内訳」

※委託解除した事業主が、事業廃止又は休止する場合を除き、個別加入の手続きについて指導を

- ◇事業廃止による委託解除
- ◇個別に移行による委託解除
- ◇他の事務組合に委託換えによる委託解除

減額訂正報告(又は増額訂正報告)を提出

委託解除期間	労働局への提出期限	
4月1日～9月30日	10月7日	期限内の提出により:
10月1日～12月31日	1月6日	期限内の提出により:
1月1日～年度末	年度更新時	原則、減額訂正は行

※概算保険料の期別割りとは委託解除日を基準に決定した場合でも、上記の期別割りにより申告願います。

※ただし、滞納事業場等 早期対応を必要とする場合はこ

組様式第6号(甲)

労働保険番号A: 3:230:19:30:0:6:0

令和8年度 確定 概算 保険料・一般拠出金

① 労働番号	② 事業場の名称	③ 業種	④ 労働者数	⑤ 保険区分	令和8年度確定保険料・令和8年度概算保険料(増額・減額)・一般拠出金		令和8年度								
					⑦ 賃金総額	⑧ 労働保険率	⑨ 保険料(⑦×⑧)	⑩ 賃金総額	⑪ 雇用保険率	⑫ 一般保険料(⑩の(ハ)×⑪)	⑬ 確定保険料(規模区分別)合計額(⑨+⑫)	⑭ 一般拠出金(※)	⑮ 申告済概算保険料(一般保険料第1種特別加入保険料)	⑯ 労働保険料(第1種特別加入を含む)	
11	労働物産 労働太郎	9:8:0:1	1	雇保 労働者	(-) 600 (特) 365 965	3	(-) 1,800 (特) 1,095 2,895	(イ) 600	13.5	8,100	10,905	600	12	66,100	(7.6.24事業廃止による委託解除)
20	(有)厚生ガラス	4:8:0:1	1	雇保 労働者	(-) 1,500 (特) 608 2,108	6	(-) 9,000 (特) 3,648 12,648	(イ) 1,500	13.5	20,250	32,898	1,500	30	75,982	(8.7.31個別加入による委託解除 8.8.1 成立番号 32101-234567)
小計															

一般拠出金の報告もれがないようにしてください。

減額となった年月日、理由、委託解除後の労働保険番号等を記入してください。また、滞納事業場であった場合は、それがわかるように表示をしてください。

労働保険事務組合の名称: 松江商店街振興組合 所在地: 松江市東朝日町999 代表者の氏名: 組会長 労働正

」を作成し「申告書」に添付のうえ提出してください。

をお願いします。

備考
 の2期・3期分は減額した納付書が届きます。
 の3期分は減額した納付書が届きます。
 行いません。(年度更新時の精算)
 ますので、遡及解除等で申告が遅れた
 この限りではありません。

申告書内訳

1枚のうち 1枚目

氏名	令和2年 第1期の 標準月額	適用 月数	区分
労働太郎	4,000	3	1. 継続 2. 新規 3. 変更 4. 転入
労働久子	5,000	4	1. 継続 2. 新規 3. 変更 4. 転入

府県 市町村 支庁 番号
 労働保険番号
 労働保険番号
 3:2 3 0 1 9 3

保険料を一般拠出金に充当する場合

枝	1期	2期	3期	小計	確定保険料	差額
枝1	22,034	22,033	22,033	66,100	10,995	▲11,039 ▲22,033 ▲22,033 ▲55,105
枝2	25,328	25,327	25,327	75,982	0	▲17,757 ▲25,327 ▲43,084
合計	142,082	142,082	142,082	438,933	98,189	▲11,039+22,033+17,757=50,829 充当額(拠出金)枝1 11,122+枝2 30=42 差額 50,829-42=50,787 3期 22,033+25,327=47,360

様式第9号(第24条、第25条、第33条関係)(甲)(1)(表面)
 労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書
 石綿健康被害救済法 一般拠出金

継続事業 (一括有期事業を含む。)

標準月体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
 第3号[記入に当たっての注意事項]をよく読んでから記入して下さい。OCR枠への記入は上記の「標準月体」でお願いします。

提出用 8年 8月 6日

概算保険料の減額訂正報告 ~11.20 口座

記載をお忘れなく!!

口座振替納付制度を利用している事務組合は朱書きしてください。

この限りではありません。

⑭欄概算・増加概算保険料額の(イ)は、⑰欄申告済概算保険料額に⑱欄減額概算保険料額を減算します。
 ※⑭、⑱欄は、委託解除事業場の保険料額ではなく、基幹番号全体の保険料額を記入してください。

(例)
 ⑰ 13,571,725
 ⑱ ▲98,189
 ⑭(イ) 13,473,536

一般拠出金を納付する場合

枝	1期	2期	3期	小計	確定保険料	差額
枝1	22,034	22,033	22,033	66,100	10,995	▲11,039 ▲22,033 ▲22,033 ▲55,105
枝2	25,328	25,327	25,327	75,982	0	▲17,757 ▲25,327 ▲43,084
合計	142,082	142,082	142,082	438,933	98,189	▲11,039+▲22,033+▲17,757=▲50,829 ▲22,033+▲25,327=▲47,360

申告済概算保険料額 13,571,725 円
 増加概算保険料額 98,189 円

申告書 13,571,725 円
 増加概算保険料額 98,189 円

差引額 42 円

一般拠出金は別納付

記載をお忘れなく!!

一般拠出金は保険料から充当

(3) 労働保険料・一般拠出金還付請求書記入例

**事務組合の口座を記入してください。
(還付金は事務組合に払渡しをします。)**

労働保険料 一般拠出金 還付請求書 労働保険料・一般拠出金

種別 31751

労働保険番号 32301930060

金融機関 島根商工銀行 口座番号 7654321

支店名称 松江支店

フリガナ マツエシヨウテンガイシンヨウカイイキマイトウサトウダクシ

口座名義人 松江商店街振興組合 組合長 労働正

① 還付金の払渡しを受けることを希望する金融機関 (金融機関のない場合は郵便局)

② 還付請求額 (注意) 各欄の金額の前に「¥」記号を付さないで下さい

労働保険料 納付した概算保険料の額又は納付した確定保険料の額 13571725

労働保険料 確定保険料の額又は改定確定保険料の額 13477736

労働保険料 差額 93989

労働保険料 労働保険料等・一般拠出金への充当額 (詳細は以下③)

労働保険料 労働保険料等に充当 0

労働保険料 一般拠出金に充当 42

労働保険料 労働保険料等に充当 93947

一般拠出金 納付した一般拠出金

一般拠出金 改定した一般拠出金

一般拠出金 差額

一般拠出金 一般拠出金・労働保険料等への充当額 (詳細は以下③)

一般拠出金 一般拠出金に充当

一般拠出金 労働保険料等に充当

③ 労働保険料等への充当額内訳

充当先事業の労働保険番号	労働保険料等の種別	充当額
32301930060	8 年度、概算、確定、追徴金、延滞金、 一般拠出金	42 円
	年度、概算、確定、追徴金、延滞金、一般拠出金	
	年度、概算、確定、追徴金、延滞金、一般拠出金	
	年度、概算、確定、追徴金、延滞金、一般拠出金	

上記のとおり還付を請求します。

郵便番号 690-0001 住所 松江市東朝日町999

事業主 名称 松江商店街振興組合

氏名 組合長 労働正

官署支出官厚生労働省労働基準局長殿 労働局労働保険特別会計資金前渡官吏殿

※修正項目 (英数・カナ) 送付理由 { 1. 年度更新 2. 事業終了 3. その他 (詳細等) }

※修正項目 (漢字) 送付理由 { 1. 年度更新 2. 事業終了 3. その他 (詳細等) }

作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示 氏名 電話番号

社会保険 労働士 記載欄

口座名義人のフリガナを必ず記入してください。

一般拠出金に充当がある場合

(この欄には記入しない下さい)

【注意】
1. ①欄について、ゆうちょ銀行を指定した場合、「ゆうちょ銀行記号番号」を記入すること。
また、ゆうちょ銀行以外を指定した場合、「種別」、「口座番号」を記入すること。
2. 還付金の種別及び③欄については、事項を選択する場合には該当事項を○で囲むこと。
3. 社会保険労働士記載欄は、この産業を社会保険労働士が作成した場合のみ記載すること。

労働保険対象賃金の範囲

労働保険における賃金総額とは、事業主がその事業に使用する労働者（年度途中の退職者を含みます）に対して賃金、手当、賞与、その他名称のいかんを問わず労働の対償として支払うすべてのもので、税金その他社会保険料等を控除する前の支払総額をいいます。

また、保険料算定期間中（令和7年4月1日～令和8年3月31日）に支払いが確定した賃金は、算定期間中に実際に支払われていなくとも算入してください。

賃金とするもの		賃金としないもの	
基本賃金	時間給・日給・月給、臨時・日雇労働者・パート・アルバイトに支払う賃金	役員報酬	取締役等に対して支払う報酬
賞与	夏季・年末などに支払うボーナス	結婚祝金 死亡弔慰金 災害見舞金 年功褒賞 勤続退職	就業規則・労働協約等の定めがあるかないかを問わない
通勤手当	課税分、非課税分を問わない（※1）	出張旅費 宿泊費 赴任手当	実費弁償と考えられるもの
定期券・回数券	通勤のために支給する現物給与	工具手当 寝具手当	労働者が自己の負担で用意した用具に対して手当を支払う場合
超過勤務手当 深夜手当等	通常の勤務時間以外の労働に対して支払う残業手当等	休業補償費	労働基準法第76条の規定に基づくもの 法定額60%を上回った差額分を含めて賃金としない
扶養手当 子供手当 家族手当	労働者本人以外の者について支払う手当	傷病手当金	健康保険法第99条の規定に基づくもの
技能手当 特殊作業手当 教育手当	労働者個々の能力、資格等に対して支払う手当や、特殊な作業に就いた場合に支払う手当	解雇予告手当	労働基準法第20条に基づいて労働者を解雇する際、解雇日の30日以前に予告をしないで解雇する場合に支払う手当
在宅勤務手当	在宅勤務を行うことのみを要件として、就業規則等の定めに基づき定額を支払う手当（※2）	財産形成貯蓄等のため事業主が負担する奨励金等	勤労者財産形成促進法に基づく勤労者の財産形成貯蓄を援助するために事業主が一定の率又は額の奨励金を支払う場合（持株奨励金など）
調整手当	配置転換・初任給等の調整手当	会社が全額負担する生命保険の掛け金	従業員を被保険者として保険会社と生命保険等厚生保険の契約をし、事業主が保険料を全額負担するもの
地域手当	寒冷地手当・地方手当・単身赴任手当等	持家奨励金	労働者が持家取得のため融資を受けている場合で事業主が一定の率又は額の利子補給金等を支払う場合
住宅手当	家賃補助のために支払う手当		
奨励手当	精勤手当・皆勤手当等		
物価手当 生活補給金	家計の補助の目的で支払う手当		
休業手当	労働基準法第26条に基づき、事業主の責に帰すべき事由により支払う手当		
宿直・日直手当	宿直・日直等の手当		
雇用保険料等 社会保険料等	労働者の負担分を事業主が負担する場合		
昇給差額	退職後支払われた場合で在職中に支払いが確定したものを含む		
前払い退職金	支給基準・支給額が明確な場合は原則として含む	住宅の貸与を受ける利益（福利厚生施設として認められるもの）	住宅貸与されない者全員に対し（住宅）均衡手当を支給している場合は、賃金となる場合がある
その他	労働協約、就業規則、労働契約、労使協定（休業協定）等によってあらかじめ支給条件が明確にされたもの		

（※1）在宅勤務が行われる際の交通費の取扱いについては以下となります。

当該日における労働契約上の労務提供地	「自宅－企業」間の移動に要する費用の取扱い
自宅	業務として一時的に出勤する場合は実費弁償
企業	通勤手当

（※2）就業規則等により、在宅勤務手当のうち業務の遂行に必要な費用の実費弁償に当たることが明らかである部分は、賃金に含まれません。

労働保険対象労働者の範囲

区分	労災保険	雇用保険
基本的な考え方	<p>常用、日雇、パート、アルバイト、派遣等、名称や雇用形態にかかわらず、労働の対償として賃金を受けるすべての者が対象となります。 また、海外派遣者により特別加入の承認を得ている労働者は別個に申告することとなるので、その期間は対象となりません。</p>	<p>雇用される労働者は、常用、パート、アルバイト、派遣等、名称や雇用形態にかかわらず、 ① 1週間の所定労働時間が20時間以上であり、 ② 31日以上の雇用見込みがある場合には原則として被保険者となります。 ただし、次に掲げる労働者は除かれます。 ○季節的に雇用される者であって、次のいずれかに該当するもの ・ 4か月以内の期間を定めて雇用される者 ・ 1週間の所定労働時間が30時間未満である者 ○ 昼間学生</p>
個々の労働者の届出	<p>労働者ごとの届出は必要ありません。</p>	<p>新たに労働者を雇い入れた場合は、その都度、事業所を管轄する公共職業安定所（ハローワーク）に「雇用保険被保険者資格取得届」の提出が必要です。 また、雇用保険被保険者が離職した場合は、「雇用保険被保険者資格喪失届」と失業給付額等の決定に必要な「離職証明書」の提出が必要です。 労働者から役員へ変わった場合等、ご不明点は公共職業安定所へ別途ご確認ください。</p>
法人の役員（取締役）の取扱い	<p>代表権・業務執行権（注1）を有する役員は、労災保険の対象となりません。 ① 法人の取締役・理事・無限責任社員等の地位にある者であっても、法令・定款等の規定に基づいて業務執行権を有すると認められる者以外の者で、事実上業務執行権を有する取締役・理事・代表社員等の指揮監督を受けて労働に従事し、その対償として賃金を得ている者は、原則として「労働者」として取り扱います。 ② 法令、又は定款の規定により、業務執行権を有しないと認められる取締役等であっても、取締役会規則その他内部規則によって、業務執行権を有する者と認められる者は、「労働者」として取り扱いません。 ③ 監査役、及び監事は、法令上使用人を兼ねる事を得ないものとされていますが、事実上一般の労働者と同様に賃金を得て労働に従事している場合は、「労働者」として取り扱います。</p> <p>※保険料の対象となる賃金は、「役員報酬」の部分は含まれず、労働者としての「賃金」部分のみです。</p> <p>（注1）株主総会、取締役会の決議を実行し、又日常的な取締役会の委任事項を決定、執行する権限（代表者が行う対外的代表行為を除く会社の諸行為のほとんどすべてを行う権限）</p>	<p>株式会社の取締役は原則として被保険者となりません。ただし、取締役であって、同時に部長、支店長、工場長等の従業員としての身分を有する者は、服務態様、賃金、報酬等の面からみて労働者的な性格の強いものであって、雇用関係（注2）があると認められる者に限り「被保険者」となります。この場合、公共職業安定所へ雇用の実態を確認できる書類等の提出が必要となります。</p> <p>① 代表取締役は被保険者になりません。 ② 監査役は原則として被保険者になりません。 また、株式会社以外の役員等についての取扱いは以下のとおりです。 ○ 合名会社、合資会社、合同会社の社員は株式会社の取締役と同様に取り扱い、原則として被保険者となりません。 ○ 有限会社の取締役は、株式会社の取締役と同様に取り扱いします。 ○ 農業協同組合等の役員は、雇用関係が明らかでない限り被保険者となりません。 ○ その他法人、又は法人格のない団体もしくは財団の役員は、雇用関係が明らかでない限り被保険者とはなりません。</p> <p>※保険料の対象となる賃金は、「役員報酬」の部分は含まれず、労働者としての「賃金」部分のみです。</p> <p>（注2）業務執行権を有する取締役・理事・代表社員等の指揮監督を受けて労働に従事し、その対償として賃金を得ている関係。</p>

区分	労災保険	雇用保険
事業主と同居している親族	法人、個人事業問わず、事業主と同居の親族は、原則としては対象者となりません。ただし、同居の親族であっても、常時同居の親族以外の労働者を使用する事業において、一般事務、又は現場作業等に従事し、かつ次の条件を満たすものについては、一般に私生活面での相互協力関係とは別に独立して労働関係が成立していると見て、対象者となります。具体的な判断については、以下の要件を満たしているか否かとなります。 ①業務を行うにつき、事業主の指揮命令に従っていることが明確であること。 ②就労の実態が当該事業場における他の労働者と同様であり、賃金もこれに応じて支払われていること。特に、始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇等、また賃金の決定、計算及び支払方法、賃金の締切り及び支払の時期等について就業規則その他これに準ずるものに定めるところにより、その管理が他の労働者と同様になされていること。	原則として被保険者となりません。ただし、次の条件を満たしていれば被保険者となりますが、公共職業安定所へ雇用の実態を確認できる書類等の提出が必要となります。 ①業務を行うにつき、事業主の指揮命令に従っていることが明確であること。 ②就労の実態が当該事業場における他の労働者と同様であり、賃金もこれに応じて支払われていること。特に始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇等、また賃金の決定、計算及び支払方法、賃金の締切、及び支払の時期等について就業規則その他これに準ずるものに定めるところにより、その管理が他の労働者と同様になされていること。 ③事業主と利益を一にする地位（役員等）にないこと。
出向労働者	出向労働者が出向先事業組織に組入れられ、出向先事業主の指揮監督を受けて労働に従事する場合は、出向元で支払われている賃金も出向先で支払われている賃金を含めて計算し出向先で対象労働者として適用してください。	出向元と出向先の2つの雇用関係を有する出向労働者は、同時に2つ以上の雇用関係にある労働者に該当するので、その者が生計を維持するのに必要な主たる賃金を受けている方の雇用関係についてのみ被保険者となります。
派遣労働者	<ul style="list-style-type: none"> ・派遣元…原則としてすべての労働者を対象労働者として適用してください。 ・派遣先…原則として手続きの必要はありません。 	<ul style="list-style-type: none"> ・派遣元…次の要件をすべて満たしていれば被保険者として含めます。 ①1週間の所定労働時間が20時間以上であること ②31日以上の雇用見込みがあること ・派遣先…原則として手続きの必要はありません。
日雇労働者	すべて対象者となります。	日々雇用される者又は30日以内の期間を定めて雇用される者のうち、日雇労働で生計を立てている者は日雇労働被保険者となります（臨時・内職的な場合は該当しません。）

（注1）株式総会、取締役会の決議を実行し、又日常的な取締役会の委任事項を決定、執行する権限（代表者が行う対外的代表行為を除く会社の諸行為のほとんどすべてを行う権限）

（注2）業務執行権を有する取締役・理事・代表社員等の指揮監督を受けて労働に従事し、その対償として賃金を得ている関係

※雇用保険マルチジョブホルダー制度

令和4年1月1日以降、複数の事業所に雇用される65歳以上の労働者であって、そのうち2つの事業所（1つの事業所における1週間の所定労働時間が5時間以上20時間未満であるものに限る。）の労働時間を合計して1週間の所定労働時間が20時間以上であり、かつ、2つの事業所のそれぞれの雇用見込みが31日以上である場合、労働者本人からハローワークに申出を行うことで、申出を行った日から特例的に雇用保険の被保険者となることができます

ハローワーク一覧


ハローワーク名	所在地	電話番号	管轄区域
松江	690-0841 松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎2階	0852-22-8609	松江市
<隠岐の島>	685-0016 隠岐郡隠岐の島町城北町55	08512-2-0161	隠岐郡
<安来>	692-0011 安来市安来町903-1	0854-22-2545	安来市
浜田	697-0027 浜田市殿町21-6	0855-22-8609	浜田市、江津市（桜江町を除く）
<川本>	696-0001 邑智郡川本町川本301-2	0855-72-0385	邑智郡、江津市桜江町
出雲	693-0023 出雲市塩冶有原町1-59	0853-21-8609	出雲市
益田	698-0027 益田市あけぼの東町4-6	0856-22-8609	益田市、鹿足郡
雲南	699-1311 雲南市木次町里方514-2	0854-42-0751	雲南市、仁多郡、飯石郡
石見大田	694-0064 大田市大田町大田口1182-1	0854-82-8609	大田市

(注) < >は出張所

労働基準監督署一覧

署名	所在地	電話番号	管轄区域
松江	690-0841 松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎2階	0852-31-1254	松江市、安来市、雲南市（大東町、加茂町、木次町）、仁多郡
<隠岐の島>	685-0016 隠岐郡隠岐の島町城北町55	08512-2-0195	隠岐郡
出雲	693-0028 出雲市塩冶善行町13-3 出雲地方合同庁舎4階	0853-21-1240	出雲市、大田市、雲南市（三刀屋町、吉田町、掛合町）、飯石郡
浜田	697-0026 浜田市田町116-9	0855-22-1840	浜田市、江津市、邑智郡
益田	698-0027 益田市あけぼの東町4-6	0856-22-2351	益田市、鹿足郡

(注) < >は駐在事務所

 厚生労働省
島根労働局
労働保険徴収室
 〒690-0841
 松江市向島町134番10号
 松江地方合同庁舎5階
 TEL 0852-20-7010

